

内閣参質二一〇第六七号

令和四年十二月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出P F O S等の流出に対する抜本的対策の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出P F O S等の流出に対する抜本的対策の必要性に関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘の「流出の原因が明らかになっていない事案」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、在日米軍施設及び区域におけるペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）及びペルフルオロオクタン酸（以下「P F O S等」という。）の流出が明らかになった事案については、米側に対し、速やかな原因の究明及び再発防止の徹底を申し入れている。

二について

御指摘の「高濃度のP F O S等が検出された基地周辺」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、米側等と緊密に連携し、P F O S等の流出が明らかになった在日米軍施設及び区域並びにその周辺において、水質調査を実施し、その結果や米側が講じた再発防止策等について関係自治体に説明するなど、事案に応じた対応を行っており、引き続き適切に対処していく考えである。

三について

在日米軍からは、その保有しているP F O S等を含む泡消火薬剤について、令和四年十一月までに在日米海軍の全ての施設において交換が完了し、同年十二月までに在日米海兵隊の全ての施設、令和六年九月までにその他の全ての施設においても交換が完了する見込みであるとの説明を受けている。また、平成二十八年以降は、P F O S等を含む泡消火薬剤について訓練を目的として使用しておらず、その管理については、在日米軍が遵守すべき環境に係る基準として日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するとの基本的考えの下で在日米軍によって作成される「日本環境管理基準」に基づき厳格に行っているとの説明を受けている。

四について

「有害物質をどの程度除去する効果があるのか。また、除去した分量を測定することは可能か」とのお尋ねについては、政府として承知しておらず、お答えすることは困難であるが、米側から、御指摘の「粒状活性炭を用いたフィルター」により、水中におけるP F O S等の濃度が低減されるとの説明を受けている。

五について

御指摘の「横須賀基地のように高濃度の流出が常態化しているケース」については、政府として承知していない。

六について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

七及び八について

政府としては、駐留軍等労働者の不安を受け止め、在日米軍が実施しているP F O S等を含む泡消火薬剤の交換の状況や、平成二十八年以降、在日米軍は、保有している泡消火薬剤について訓練を目的として使用しておらず、厳格に管理してきたことを、全駐留軍労働組合に対し説明している。

また、「米軍人に対するケアと同様の措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、P F O S等の毒性評価については、現在、政府において最新の科学的知見の収集等に努めているところであり、確認できた内容については、全駐留軍労働組合に対し適切に説明するとともに、当該内容を踏まえ政府として対応を検討していく考えである。